

長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による
照明設備 LED 化委託業務（第 1 期）

公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 6 月

長浜市

1 募集の趣旨

本事業は市内小中学校 3 校の照明設備の LED 化について、ESCO（Energy Service Company）事業を導入することにより、民間のノウハウ及び技術的能力を活用し、省エネルギー化の推進による環境負荷の低減及び電気料金の効果的な削減を図るものです。

本募集の目的は、民間事業者から、優れたノウハウを活かした設計・施工及び維持管理等に関する一括提案（以下「ESCO 提案」という。）を受けるために公募型プロポーザルを行い、本市にとって最も優れていると考えられる ESCO 提案を選定することにあります。

なお、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市との間で業務委託契約の締結に向けて詳細協議を行い、合意に至った場合に契約事業者（以下「事業者」という。）として本市と契約（以下「ESCO 契約」という。）を締結し、本事業を実施するものとします。また、本募集要項の内容は、最終契約の一部になるものとします。

なお、省エネルギー効果の計測・検証については、電力使用量の実測は行わず、契約期間内に机上計算を行うことで実施します。

2 事業概要

（1）事業の名称

長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務（第 1 期）

（2）事業方法及び契約方法

簡易型 ESCO 事業（自己資金活用型）、ギャランティード・セイビングス契約

（3）事業対象施設

長浜市立小・中学校 3 施設

施設名	所在地	建築年	延床面積（㎡）
長浜小学校	長浜市高田町 9-9	H12,13	8,328
木之本小学校	長浜市木之本町木之本 685-1	S43,53,62	5,278
西中学校	長浜市高田町 10-10	H4,5	6,082

（4）事業期間

契約締結日の翌日（令和 7 年 9 月下旬予定）から令和 8 年 3 月 31 日まで

（5）予定価格（事業提案の見積金額上限）

金 8 6, 7 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

内訳：小学校－金 6 2, 6 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

中学校－金 2 4, 1 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

（6）事業内容

本事業は公募型プロポーザル方式により簡易型 ESCO 事業提案書を募集し、事業者を選定します。また、令和 7 年度の単年度とする簡易型 ESCO 事業（自己資金型）として実施します。

ア 事業者は、本市と基本協定書を締結したうえ、事業対象施設の現地調査（現状器具の消費電力調査を含む。）及び詳細設計を実施する。

イ 事業者は、現地調査及び詳細設計に基づき、施工図面（プロット図程度）、施工内容、施工数量、

- エネルギー削減量等を記載した実施計画書を作成する。
- ウ 実施計画書を基に、両者協議のうえ施工内容と施工数量を確定させ、契約を締結する。
- エ 事業者は、契約締結後、令和 8 年 2 月 27 日までに照明器具の取替を終了する。
- オ 事業者は、本市が指定する次式による算出方法に基づき節電効果額を算出する。

(LED 化による節電効果額 (円/年))

$$= (\text{LED 化を行う照明器具の年間使用日数} \times \text{一日当たりの点灯時間} \times (\text{時間/年})) \\ \times (\text{LED 化前の照明器具の消費電力} - \text{LED 化後の照明器具の消費電力 (kW)}) \\ \times (\text{施設ごとの電力料金単価} \times (\text{円/kWh}))$$

※印は、本市が指定する日数・時間・単価を用いる。

(7) 照明器具の種類・数量及び事業範囲

一般照明設備の数を含む設備情報は、「別紙 2 既設照明一覧表 (以下「一覧表等」と言う。)」を原則とします。

屋内においては、「別紙 3 事業対象外範囲」に示しているトイレ改修工事等で、既に LED 化した範囲以外の全てを器具交換による LED 化改修を行います。また、教室等において一部の灯具が LED となっている場合も今回の事業ですべて改修対象とします。

屋外においては、施設敷地内に設置されている照明及び外灯等の LED 化改修も含みます。

(8) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとします。

- ア 省エネルギー改修に関する設計、施工、施工監理及びその関連業務
- イ 工事に関連する全ての手続き業務及びその関連業務
- ウ 文部科学省「学校施設環境改善交付金」の報告等に係る関連業務 ※申請は市で実施済み。

(9) 事業費に含む事項

事業費には次にあげるものを含む。事業の履行確認及び検査後に本市は適切な請求に基づき、事業費の支払いを行うものとする。

- ア 現地調査及び詳細設計の実施
- イ 施工図面及び実施計画書の作成
- ウ 契約に要する経費
- エ 使用する機器の調達
- オ 施工にあたり必要となる関係法令に基づく届け出等の手続事務
- カ 工事施工
- キ 施工監理
- ク 撤去した設備の運搬・廃棄
- ケ 工事仮設使用料 (光熱水費、資材・廃棄物置き場等)
- コ その他 (本事業に関わる経費)
- サ 事業者の利益

※1 事業費の限度額については、「2 事業概要 (5)」のとおりになります。

※2 初期投資費用限度額は、総事業の上限としてください。

3 契約者

長浜市長 浅見 宣義

4 契約担当課

住所：〒526-8501

長浜市八幡東町 632 番地 長浜市役所 5 階

長浜市教育委員会事務局 教育総務課 施設管理係

TEL：0749-65-8603 FAX：0749-65-6540

電子メール：kyouiku-soumu@city.nagahama.lg.jp

5 事業スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| (1) 募集要項の公表（長浜市 HP に掲載） | ：令和 7 年 6 月 12 日（木） |
| (2) 募集要項に関する質問受付 | ：公告日～令和 7 年 6 月 25 日（水） |
| (3) 募集要項に関する質問回答 | ：令和 7 年 6 月 27 日（金） |
| (4) 参加申込書及び資格確認の受付期間 | ：公告日～令和 7 年 7 月 4 日（金） |
| (5) 参加資格審査結果通知 | ：令和 7 年 7 月 9 日（水） |
| (6) ESCO 事業提案書の受付 | ：令和 7 年 7 月 25 日（金）まで |
| (7) プレゼンテーション（優先交渉権者選定） | ：令和 7 年 8 月 1 日（金） |
| (8) 優先交渉権者選定・非選定通知 | ：令和 7 年 8 月 25 日（月） |
| (9) プロポーザル結果の公表 | ：令和 7 年 8 月 27 日（水） |
| (10) 基本協定締結 | ：令和 7 年 9 月 3 日（水）（予定） |
| (11) 詳細調査・詳細設計及び詳細協議 | ：令和 7 年 9 月上旬～9 月中下旬 |
| (12) 契約締結 | ：令和 7 年 9 月下旬（予定） |
| (13) 工事施工（照明器具の発注期間及び検査を含む） | ：契約締結日の翌日～令和 8 年 2 月 27 日（金） |
| (14) 事業完了 | ：令和 8 年 3 月 31 日（火） |

6 応募条件

(1) 応募者

ア 応募者は、本事業を行う能力を有する「単体企業」あるいは「グループ（複数の企業の共同）」とする。

イ 単体企業として応募する場合、応募者は次のウ 1～4 で示す各構成員の役割をすべて単独で担い、(2) で示す要件の全てを満たす者でなければならない。

ウ グループで応募する場合、次の 1～4 で示す役割を担う構成員をすべて明らかにし、各役割を担う構成員は (2) で示すそれぞれの役割ごとの資格要件を満たすものでなければならない。また、構成員のうち事業役割を担う構成員を代表企業とすること。

- 1 事業役割：本市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。
- 2 設計監理役割：現地調査及び詳細設計に関する業務及び工事監理に関する業務を行う。
- 3 機器調達役割：工事による設置する機器を調達する。

4 施工役割：機器の改修工事を行う。

エ 事業役割は、代表企業となる構成員 1 者のみで担うこと。その他の役割は、1 者又は 2 者以上の複数の構成員で担うことができる。

オ 応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書（任意書式）を本市に提出してください。また、事業役割の構成企業の代表者は、本市との対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。

カ 本市との協議及び検査等には、事業役割を担う構成員に加え、当該事項に係る各構成員が立ち会うこと。

（２）応募者の要件

ア グループの全ての構成企業及び単体企業に求める要件

- 1 令和 7 年度長浜市競争入札有資格者名簿へ登録されている者であること。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- 3 提案応募時点において市税、県税又は国税を滞納していないこと。
- 4 長浜市入札参加停止基準要綱に基づく入札参加停止措置を現に受けていない、又は、提案応募時点において長浜市入札参加停止基準要綱の別表第 1 及び別表第 2 の各号に該当しない者であること。
- 5 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 6 次のいずれかにも該当しない者であること。
 - (1) 役員等（個人事業主である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者

イ 事業役割の企業及び単体企業に求める要件

- 1 令和元年度以降において、次のいずれかの事業の受注実績が 1 件以上あること。（現在実施中の事業でも可）
 - (1)ESCO 事業
 - (2)省エネルギー保証を伴う賃貸借事業
 - (3)1 件当たり 500 台以上の照明器具の LED 化賃貸借事業
 - (4)1 件当たり 500 台以上の照明器具の LED 化工事（元請に限る）

- 2 本市との窓口及び事業遂行を円滑に行うための拠点を、滋賀県内に有すること。
 - 3 直近の決算年度の経常利益が黒字であること。
- ウ 設計監理役割の企業及び単体企業に求める要件
- 1 一級建築士、建築設備士、一級電気施工管理技士、技術士（電気電子部門-電気設備、総合技術監理部門-電気電子-電気設備）のいずれかの資格者又はこれらの資格者を3か月以上雇用している者であること。
 - 2 上記1の資格者を、本事業の担当者として配置できる者であること。
- エ 施工役割の企業及び単体企業に求める要件
- 1 提案応募時点において有効な経営事項審査結果通知を受けていること。
 - 2 本事業による照明器具の施工台数の過半数以上を、長浜市内に本店を有する建設業者に施工させることができる者であること。
 - 3 工事の配置技術者として、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する技術者を専任で1人以上配置できる者であること。
 - 4 工事の配置技術者は、「ウ,2」と同一人物でないこと。

7 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、原則として提出書類は返却しません。

本市はESCO 提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。なお、応募者が事業者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとします。

(3) 著作権等

ESCO 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法律にもとづき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとします。

(4) 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。

(5) 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1つの提案しか行うことはできません。なお、単独企業として提案を行う場合、その企業はグループの構成員として参加することはできません。

(6) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市が認めたときは、この限りではありません。

(7) 提出書類の変更禁止

一度提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではありません。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加表明書または ESCO 提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は ESCO 提案書を無効とします。

(9) 市内事業者の活用

応募者は、本業務の実施に当たり、市内に本社、本店のある業者を活用すること。

8 最優秀提案者及び優秀提案選定のスケジュール

(1) 日程

ESCO 提案の募集及び選定等は、土日祝を除く次の日程（予定）で行います。

募集要項の公表（長浜市 HP に掲載）	：令和 7 年 6 月 12 日（木）
募集要項に関する質問受付	：公告日～令和 7 年 6 月 25 日（水）
募集要項に関する回答	：令和 7 年 6 月 27 日（金）
参加表明書の受付・資格確認	：令和 7 年 7 月 4 日（金）
提案書の受付	：令和 7 年 7 月 25 日（金）
プレゼンテーション	：令和 7 年 8 月 1 日（金）
最優秀及び優秀提案の選出・結果通知	：令和 7 年 8 月 25 日（月）
基本協定書の締結	：令和 7 年 9 月 3 日（水）
契約締結	：令和 7 年 9 月下旬（予定）

(2) 応募者

応募者は、「6 応募条件」で定める資格要件を満たす者としてします。

(3) 最優秀及び優秀提案の選定

長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務（第 1 期）プロポーザル審査選定委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案書の中から最優秀提案（優先交渉権者）を 1 件及び優秀提案（次点交渉権者）を 1 件選定します。なお、別紙 4「長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務（第 1 期）審査採点表」（以下「審査採点表」という。）の審査項目①から⑥の合計点が 45 点以上を獲得した場合に限り、優先交渉権者及び次点交渉権者としてします。

(4) 詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、基本協定書を締結します。締結後に現地調査及び詳細設計を実施した上で、それにもとづいた施工図面（プロット図程度）、施工内容、施工数量、エネルギー削減量等を記載した実施計画書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、本市と詳細協議を進めるものとしてします。なお、この際の協議は優先交渉権者が行った提案の範囲内で行われるものとし、費用は優先交渉権者の負担としてします。

(5) 事業者の選定

本市は、優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合に基本協定書を締結します。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、その協議を打ち切り、次点交渉権者と協議を行います。

(6) 提案募集の手続き

ア 募集要項の配布

募集要項は、令和 7 年 6 月 12 日（木）から本市ホームページで公表します。

イ 募集要項に関する質問

本募集要項に関する質問は、次により行ってください。

1 質問の方法

質問は、会社名、担当者名及び連絡先を明らかにした上で、質問書（様式第1号）により事務局に電子メール、持参又は郵送により提出し、受信確認を必ず行ってください。なお電話、口頭による質問は受け付けません。

2 受付期間

令和7年6月12日（木）から6月25日（水）まで（午後3時必着）

3 回答

回答は、令和7年6月27日（金）に市ホームページに掲載することとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

ウ 参加表明書の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認書類を電子メール、持参又は郵送で提出してください。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

1 受付期間

公告日から令和7年7月4日（金）まで（午後3時必着）

2 提出場所

「4 契約担当課」に提出してください。

3 提出書類

「12 参加表明提出書類・作成要領」によります。

エ ESCO 提案書の提出

応募者は、「13 ESCO 提案書類・作成要領」に従い、ESCO 提案書類を作成し、電子メール、持参又は郵送で提出してください。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

1 受付期間

令和7年7月9日（水）から7月25日（金）まで（午後3時必着）

2 提出場所

「4 契約担当課」に示す担当窓口へ提出してください。

3 提出書類

「13 ESCO 提案書類・作成要領」によるものとします。

オ 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した応募者が参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日までに提案辞退届（様式第7号）1部を担当窓口へ電子メール、持参又は郵送で提出してください。

カ プレゼンテーションの開催

ESCO 事業者の選定は公募型プロポーザル方式とし、審査委員会において、事業提案書によりプレゼンテーションを実施し、最も点数の高かった者を選定します。なお、提案者が1者の場

合においても、審査委員会を開催するものとします。

審査基準については、審査採点表を参照してください。

※プレゼンテーションの実施時間等は、参加表明書を提出した事業者へ個別連絡いたします。

プレゼンテーション開催予定日：令和 7 年 8 月 1 日（金）

（７）審査及び審査結果の通知

ア 審査

選定委員会は総合的に ESCO 提案書の審査を行います。

イ 提案の中から最も適格とされる最優秀提案を 1 件、及び順位を付してその他 1 件の優秀提案を選定します。

ウ 最優秀提案者を ESCO 事業契約に向けての優先交渉権者としてします。また、優秀提案者を次点交渉権者としてします。

（８）審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、文書で通知するものとします。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

ウ 審査結果は、本市のホームページで公表します。

（９）失格

ア 期限までに書類が提出されない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 価格提案が「２ 事業概要（５）予定価格」の上限を超える場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 募集要領の条件に違反すると認められた場合

9 提案書における提示条件

応募者は、以下に提示する条件にもとづき、ESCO 提案提出書類を作成するものとします。

（１）最低省エネルギー削減率

対象施設の電力使用量、稼働時間、照明器具の点灯時間をもとに、様式第 12 号で事業効果を算出するにあたり、LED 化対象となる照明器具による年間の電力使用量 261,138.9kWh に対し、41%以上のエネルギー削減を行うこと。

（２）提案に関する事項

「13 ESCO 提案書類・作成要領」に基づく

（３）事業の遂行

「２ 事業概要（８）業務範囲アからウ」に示す業務を確実に実施してください。

ア 導入する LED 照明器具については、日本工業規格品で現地に使用できる規格・仕様の日本国内電気メーカー製品とし、照明性能、省エネルギー性、耐久性、景観、維持管理等を考慮してください。なお、改修にあたっては、照明器具本体交換を基本としてください。（※特殊形状やアスベスト対策に絡む工事が必要な場合はこの限りではなく別途協議事項とします。）

イ 埋込型照明器具を取り換える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないように処

置を行ってください。また、露出型照明器具を取り換える場合には、既存器具の取付跡が見えないように配慮してください。

ウ 高天井照明については、電源を器具に内蔵した製品とし、既設設備でオートリフターを利用している場合、電源ケーブルを分電盤の端子にて切り離して分電盤より抜去してください。

光源（LED）寿命は、点灯時間 60,000 時間以上の製品とし照明器具には、ワイヤーで脱落防止処置を講ずるようにしてください。

エ 照明器具を間引きしている場所についても、LED 照明器具を設置し、点灯できるよう改修してください。

オ 既設照明器具に付属機器及び付属機能がある場合は、交換する LED 器具も同様の付属機器及び付属機能があるものに更新してください。

カ 現地の調査及び工事については、学校教育に支障のないよう配慮した計画を作成し、実施してください。

キ 全光束が初期値の 70%となるまでの総点灯時間が 40,000 時間以上とってください。

ク 施工のために天井や壁の改修等が必要な場合は、事業者負担で実施してください。

ケ 事業者が改修した照明器具にはシールを貼付する等により、区別できるようにしてください。

コ 撤去した設備・資材等は、事業者負担で適切に運搬・廃棄してください。

サ 誘導灯・非常照明の交換にあたっては、所管の官公庁への届け出等の手続きを行ってください。

シ 当該施設及びその周辺は、禁煙とってください。

（４）実施計画書の作成

優先交渉権者は、詳細診断終了後、前記の「９ 提案書における揭示条件（１）から（３）」に示す内容を併せた実施計画書（最終提案書）を作成するものとします。ESCO 提案書と実施計画書の内容が大きく乖離する場合は、次点交渉権者との契約交渉を開始することがあります。

（５）その他

この要項に定めることその他、ESCO 提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知します。

10 提出書類

番号	提出書類	提出時期
1	施工計画書（作業員名簿・施工体制図）	工事着工前
2	実施工程表	工事着工前
3	機器構成一覧表	工事着工前
4	機器仕様書	検査時
5	省エネ効果表	検査時
6	工事写真（施工前、施工後）	検査時
7	絶縁抵抗値結果（施工前、施工後）	検査時

8	廃棄物マニフェスト	検査時
9	アフターフォロー体制表	検査時

11 契約に関する事項

(1) 契約締結時期

令和7年9月下旬（予定）

(2) 契約の概要

本契約は、募集要領、配布資料及び実施計画書にもとづき、本市と優先交渉権者との合意が成立した場合に締結する随意契約であり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修工事及び維持管理に関する業務内容や支払方法などを定めるものとします。また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとします。

なお、契約の締結にあたっては、長浜市と契約を締結することとなります。

12 参加表明提出書類・作成要領

(1) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを2部提出してください。

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 誓約書（様式第3号）

ウ グループ構成表（様式第4号）

エ 企業間の合意書（任意様式）

オ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）代表企業のみ

カ 会社概要書（様式第5号の1）※パンフレット代用可

キ 建設業の許可証明書（写し可）又は、許可通知書（写し）及び有効な経営事項審査の結果通知書の写し※施工役割のみ

ク ESCO 関連事業実績一覧表（様式第6号）最大5件まで（令和元年以降）

ケ 各資格者免許証の写し（本事業に関わる資格者免許証のみ提出）

コ 監理技術者免許証の写し

(2) 作成要領

ア 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出してください。

イ 誓約書（様式第3号）

本要項の参加資格要件に該当することを誓約すること。

ウ グループ構成表（様式第4号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計監理役割、施工役割及びその他役割（分担名を記載のこと））を明確にしてください。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付してください。また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を

提出してください。

エ 企業間の合意書（任意様式）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができます。

オ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を綴じたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出してください。なお、写しでも可とします。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付してください。

カ 会社概要

A4 判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、次の(1)から(3)の項目を網羅したものを1部綴じたもの。パンフレットも可

(1)会社概要書（様式第5号の1）

設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上額、営業所一覧、従業員数

※パンフレットでも可

(2)有資格技術職員内訳表（様式第5号の2）※施工役割のみ

(3)各役割責任者の業務実績表（様式第5号の3）

※その他、ESCO 事業について、関連会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関連会社の会社概要も添付してください。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者パンフレット等による代用も認めます。

キ 建設業の許可証明書

担当する建設工事に対応した業種の建設業法第3条1項に規定する「建設業」の許可証明書又は許可通知書（写し）及び有効な経営事項審査の結果通知書の写しを提出してください。ただし、担当業務内容により、建設業者としての審査を受ける必要のない場合は、その旨を明示してください。

ク ESCO 関連事業実績一覧表（様式第6号）

様式に従い、以下の1から9の項目を網羅した過去及び現在実施中の事業を含む事業実績表を提出してください。

- 1 事業件名：契約書上の正確な名称を記載すること。
- 2 発注者：発注者名を記入してください。
- 3 受注形態：単独又はグループの別を記入してください。
- 4 事業方式の種類：ESCO 事業又は賃貸借事業のいずれかを選択してください。
- 5 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入してください（単位：千円）。
- 6 契約年月日：契約締結日を記入してください。
- 7 契約期間：契約開始日及び満了日を記入してください。
- 8 施設の概要：施設の主な用途、規模、改修工事完了年月を記入してください。
- 9 主な照明 LED 化等の契約概要：LED 化の規模・数量等、対象機器等、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類を明記してください。

ケ 各資格者免許証の写し

有資格者技術職員のうち、各代表 1 名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出してください。

コ 監理技術者免許証の写し

施工役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出してください。（キ）に記載された契約を証明できるものを提出してください（写し又は契約の判断ができる書類。）

13 ESCO 提案書類・作成要領

（1）ESCO 提案時の提出書類

次の提出書類を A4 縦長ファイルに綴じたものを 2 部（正 1 部、副 1 部）提出してください。

ア 提案書提出届（様式第 8 号）

イ 提案書（様式第 9 号）

（2）作成要領

（一般的事項）

（1）企画提案書の様式

原則として A4 版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの種類は指定なしとし、大きさは 11 ポイント以上としてください。補足資料は、必要に応じて、A4 版横、A3 版横で使用してください。A3 版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにしてください。

（2）企画提案書のページ番号

ページ下部にページ番号を振ること。

（3）使用言語

日本語とってください（ただし、専門用語を除く。）。

（4）記載内容

明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮してください。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

（5）エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、下表の換算値で行ってください。

一次エネルギー換算係数 ※ 1	9.97MJ/kWh
二酸化炭素排出係数 ※ 2	0.393kg-CO ₂ /kWh

※ 1 「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」別表第三による。

※ 2 環境省（電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)令和 5 年度提出）

中部電力 調整後排出係数（参考値）事業者全体による。

ア 事業費及び積算根拠資料（様式第 10 号）

メーカー名、品番、光束（lm）、消費電力（W）を記入してください。また、照明器具 1 台当たりの単価、取付費、撤去処分費、現地調査費、詳細設計費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費及びその他経費を記入し、事業費の総計を算出する。

イ 削減量算出根拠一覧（様式第 11 号）

事業対象となる 3 校の電気使用量の削減量について、省エネルギー改修前と省エネルギー改修

後の使用量及び削減量を示してください。(様式第 10 号による自動計算)

ウ 事業効果算出表(様式第 12 号)

電気料金年間削減予定額、一次エネルギー及び二酸化炭素排出の削減効果、事業費回収年等について示してください。(様式第 10 号による自動計算)

但し、ここで示す電気料金年間削減額には、現状のメンテナンス費等の付加分は見込まないものとしします。

エ 提案書

様式第 9 号を利用し、提案内容をまとめてください。特に、次の(1)から(4)に該当する様式については、次の内容を踏まえ、各様式の作成をお願いします。

1 工事中の対応(様式第 9 号の 1)

工事施工に当たり、仮設計画や施工方法の概略、安全管理・工程管理の方法、施設の運営・業務への配慮、品質管理等に関する内容について、明記してください。特に、小中学校においては、児童・生徒・教員等、工事の手順・対応・注意等を必ず記載してください。

2 市内業者の活用に関する提案(様式第 9 号の 2)

ESCO 事業の工事等における市内業者の活用に関する提案について記載すること。また、照明器具施工台数に占める市内業者による施工台数の割合を示すこと。

3 LED 化改修等の説明(様式第 9 号の 3)

LED 化改修提案の内容、エネルギー削減量等に関する技術的根拠、現状の器具仕様あるいは本市の要求仕様を満足していることについて記載すること。また、要求仕様、必須改修内容を上回る提案がある場合は記載すること。

4 使用機器提案書

様式第 10 号で提案する LED 照明器具の各製品のカタログやパンフレット等の写しで、仕様の詳細がわかるページを添付すること。

オ その他補足資料

提案書に補足説明する場合の書式は自由としします。

14 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行業務

ア 事業者は、募集要領、配布資料及び実施計画書にもとづく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければなりません。

イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と ESCO 事業者の両方で誠意を持って協議することとしします。

(2) ESCO 契約期間中の事業者と本市の関わり

ESCO 事業は、事業者の責により遂行され、本市は ESCO 契約に定められた方法により事業実施状況について確認を行います。

(3) 本市と事業者との責任分担

ア 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、「(別表) 予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は

負担すべきリスクを想定した上で ESCO 提案を行うものとします。

イ 事業の継続が困難となった場合における措置

- 1 優先交渉権者が詳細診断実施後、ESCO 契約の締結前に、契約が締結されない場合、その協議を打ち切り、次点交渉権者と協議を行います。
- 2 ESCO 提案書と実施計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、市はそれまでに要した費用を請求できるものとします。
- 3 ESCO 契約締結後に事業の継続が困難となった場合の措置については、ESCO 契約書において定めるものとします。

(別表) 予想されるリスクと責任分担

ESCO リスクの種類		ESCO リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	制度の変更	法令・許認可の変更	○	○
	調達価格の高騰	ESCO 物件等の調達価格の高騰		○
	ESCO 期間満了前の事業の中止	施設廃止など発注者の責・都合によるもの	○	
		受注者による事業撤退、破綻等によるもの		○
設置段階	敷地等の提供	施設運営に支障のない範囲内での施設敷地等の資材置場としての提供	○	
	資材の管理	施設敷地内等に資材置場を設けた場合の仮置きした物品・資材の管理		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	安全性の確保・環境の保全	設置作業における安全性の確保及び環境保全		○
	第三者賠償	設置作業に起因する第三者への損害に対する賠償		○
	工事費増大	受注者の指示・判断によるもの。受注者の判断の不備・施工不良によるもの		○
		発注者の指示・判断による仕様変更によるもの	○	
	性能	仕様不適合（施工不良を含む）		○
	ESCO 物件の損傷・障害	ESCO 開始前における ESCO 物件に生じた損傷・障害の内、発注者の過失に起因するもの	○	
		ESCO 開始前における ESCO 物件に生じた損傷・障害の内、上記以外のもの		○
	市有施設の損傷	設置作業に起因して施設に生じた損傷		○
	工事遅延・未完工	発注者の責による設置の遅延・未完工による ESCO 開始の遅延	○	
		受注者の責による設置の遅延・未完工による ESCO 開始の遅延		○
	ESCO 物件の損傷・障害	ESCO 期間中における ESCO 物件に生じた損傷・障害の内、発注者の過失に起因するもの	○	
		ESCO 期間中における ESCO 物件に生じた損傷・障害の内、受注者の責及び製品不良によるもの		○
		上記項目以外であって天災等の不可抗力に起因するもの	○	○
		ESCO 物件の不具合、施工不良、製品不良に起因して施設に生じた損傷		○